

中华人民共和国社会保险法

(2010年10月28日第十一届全国人民代表大会常务委员会第十七次会议通过)

目 录

第一章	总 则
第二章	基本养老保险
第三章	基本医疗保险
第四章	工伤保险
第五章	失业保险
第六章	生育保险
第七章	社会保险费征缴
第八章	社会保险基金
第九章	社会保险经办
第十章	社会保险监督
第十一章	法律责任
第十二章	附 则

第一章 总 则

第一条 为了规范社会保险关系,维护公民参加社会保险和享受社会保险待遇的合法权益,使公民共享发展成果,促进社会和谐稳定,根据宪法,制定本法。

中華人民共和国社会保険法

2010年10月28日第11期全国人民代表大会常務委員会第17回会議にて可決

目 次

第一章	総則
第二章	基本養老保険
第三章	基本医療保険
第四章	労働災害保険
第五章	失業保険
第六章	出産保険
第七章	社会保険費の徴収及び納付
第八章	社会保険基金
第九章	社会保険の取扱
第十章	社会保険の監督
第十一章	法的責任
第十二章	附則

第一章 総則

第一条 社会保険関係を規範化し、公民が社会保険に加入し、社会保険待遇を享受する合法的な権利・利益を保護し、公民に発展の成果を共に享受させ、社会の調和と安定を促進するため、憲法に基づき、本法を制定する。

第二条 国家建立基本养老保险、基本医疗保险、工伤保险、失业保险、生育保险等社会保险制度，保障公民在年老、疾病、工伤、失业、生育等情况下依法从国家和社会获得物质帮助的权利。

第三条 社会保险制度坚持广覆盖、保基本、多层次、可持续的方针，社会保险水平应当与经济社会发展水平相适应。

第四条 中华人民共和国境内的用人单位和个人依法缴纳社会保险费，有权查询缴费记录、个人权益记录，要求社会保险经办机构提供社会保险咨询等相关服务。

个人依法享受社会保险待遇，有权监督本单位为其缴费情况。

第五条 县级以上人民政府将社会保险事业纳入国民经济和社会发展规划。

国家多渠道筹集社会保险资金。县级以上人民政府对社会保险事业给予必要的经费支持。

国家通过税收优惠政策支持社会保险事业。

第六条 国家对社会保险基金实行严格监管。

国务院和省、自治区、直辖市人民政府建立健全社会保险基金

第二条 国は、基本養老保険、基本医療保険、労働災害保険、失業保険、出産保険等の社会保険制度を確立し、公民が高齢、罹患、労働災害、失業、出産等の状況において、法により国及び社会から物質的な援助を受ける権利を保障する。

第三条 社会保険制度は、広範な普及、基本の保障、多重構造、持続可能という方針を堅持する。社会保険の水準は、経済社会の発展水準にふさわしいものでなければならない。

第四条 中華人民共和国国内における雇用単位及び個人は、法により社会保険費を納付し、納付記録、個人の権利・利益に係わる記録を問い合わせ、社会保険取扱機構に社会保険問い合わせ等の関係サービスを提供するよう要求する権利を有する。

個人は、法により社会保険待遇を享受し、所属単位が本人のために納付する状況を監督する権利を有する。

第五条 県級以上の人民政府は、社会保険事業を国民経済及び社会発展の計画に組み入れる。

国は、多くのルートから社会保険資金を調達する。県級以上の人民政府は、社会保険事業に対して必要な経費につき、サポートを与える。

国は、税收優遇政策を通じて社会保険事業を支持する。

第六条 国は、社会保険基金に対して厳格な監督管理を実行する。

監督管理制度，保障社会保険基金安全、有效运行。

县级以上人民政府采取措施，鼓励和支持社会各方面参与社会保険基金の監督。

第七条 国务院社会保険行政部門负责全国的社会保険管理工作，国务院其他有關部門在各自的責任範圍內负责有关的社会保険工作。

县级以上地方人民政府社会保険行政部門负责本行政区域的社会保険管理工作，县级以上地方人民政府其他有關部門在各自的責任範圍內负责有关的社会保険工作。

第八条 社会保険经办机构提供社会保険服务，负责社会保険登記、个人權益記錄、社会保険待遇支付等工作。

第九条 工会依法维护职工的合法權益，有权参与社会保険重大事項的研究，参加社会保険監督委員會，对与职工社会保険權益有關的事項进行監督。

第二章 基本养老保险

第十条 职工应当参加基本养老保险，由用人单位和职工共同繳納基本养老保险費。

国务院及び省、自治区、直轄市の人民政府は、社会保険基金の監督管理制度を確立、整備し、社会保険基金の安全且つ有効な運用を保障する。

県級以上の人民政府は、措置を講じて、社会各界が社会保険基金の監督に参加するよう奨励し、支持する。

第七条 国务院社会保険行政部門は、全国の社会保険の管理業務を担当する。国务院のその他の関係部門は、各自の職責の範囲内で、関連する社会保険業務を担当する。

県級以上の地方人民政府社会保険行政部門は、当該行政区域における社会保険管理業務を担当する。県級以上の地方人民政府のその他の関係部門は、各自の職責の範囲内で関連する社会保険業務を担当する。

第八条 社会保険取扱機構は、社会保険サービスを提供し、社会保険の登記、個人の権利・利益に係わる記録、社会保険待遇の支給等の業務を担当する。

第九条 労働組合は、法により従業員の合法的な権利・利益を保護し、社会保険に関する重大事項の検討に参加し、社会保険監督委員會に参加し、従業員の社会保険の権利・利益に係わる事項を監督する権利を有する。

第二章 基本養老保險

第十条 従業員は、基本養老保險に加入しなければならない。雇用單位及び従業員は、基本養老保險費を分担して納付する。

无雇工的个体工商户、未在用人单位参加基本养老保险的非全日制从业人员以及其他灵活就业人员可以参加基本养老保险，由个人缴纳基本养老保险费。

公务员和参照公务员法管理的工作人员养老保险的办法由国务院规定。

第十一条 基本养老保险实行社会统筹与个人账户相结合。基本养老保险基金由用人单位和个人缴费以及政府补贴等组成。

第十二条 用人单位应当按照国家规定的本单位职工工资总额的比例缴纳基本养老保险费，记入基本养老保险统筹基金。

职工应当按照国家规定的本人工资的比例缴纳基本养老保险费，记入个人账户。

无雇工的个体工商户、未在用人单位参加基本养老保险的非全日制从业人员以及其他灵活就业人员参加基本养老保险的，应当按照国家规定缴纳基本养老保险费，分别记入基本养老保险统筹基金和个人账户。

第十三条 国有企业、事业单位职工参加基本养老保险前，视同缴费年限期间应当缴纳的基本养老保险费由政府承担。

基本养老保险基金出现支付不足时，政府给予补贴。

労働者を雇用していない個体工商業者、雇用単位で基本養老保険に加入していない非全日制従業員、及びその他の柔軟な形で就労する者は、基本養老保険に加入することができ、個人が基本養老保険費を納付する。

公務員及び公務員法に照らして管理される職員の養老保険に関する弁法は、国務院が規定する。

第十一条 基本養老保険は、社会的統一運営と個人口座を結合して実行する。

基本養老保険基金は、雇用単位及び個人による納付並びに政府の手当等により構成される。

第十二条 雇用単位は、国が規定した当該単位の従業員の賃金総額の割合により基本養老保険費を納付し、基本養老保険統一運営基金に計上しなければならない。

従業員は、国が規定した本人の賃金の割合により基本養老保険費を納付し、個人口座に計上しなければならない。

労働者を雇用していない個体工商業者、雇用単位で基本養老保険に加入していない非全日制従業員、及びその他の柔軟な形で就労する者が基本養老保険に加入する場合は、国の規定に基づき、基本養老保険費を納付し、基本養老保険の社会統一運営基金及び個人口座にそれぞれ計上しなければならない。

第十三条 国有企業、事業単位の従業員が基本養老保険に加入する前については、納付年数とみなされる期間につき納付すべき基本養老保険費は政府が負担する。

基本養老保険基金からの支給が不足する場合、政府は手当を与える。

第十四条 个人账户不得提前支取，记账利率不得低于银行定期存款利率，免征利息税。个人死亡的，个人账户余额可以继承。

第十四条 個人口座から事前に引き出してはならない。金利は銀行の定期預金金利を下回ってはならず、利子税を免除する。個人が死亡した場合は、個人口座にある残高は相続することができる。

第十五条 基本养老金由统筹养老金和个人账户养老金组成。基本养老金根据个人累计缴费年限、缴费工资、当地职工平均工资、个人账户金额、城镇人口平均预期寿命等因素确定。

第十五条 基本養老金は、統一運営養老金及び個人口座養老金により構成される。

基本養老金は、個人の累計納付年数、(基数となる)納付賃金額、当該地区の従業員の平均賃金、個人口座の残高、都市・鎮(都市と農村部にある町)人口の平均予想寿命等の要素によって確定される。

第十六条 参加基本养老保险的个人，达到法定退休年龄时累计缴费满十五年的，按月领取基本养老金。

第十六条 基本養老保険に加入した個人は、法定退職年齢に達した際に、累計納付年数が満15年である場合は、基本養老金を毎月受給する。

参加基本养老保险的个人，达到法定退休年龄时累计缴费不足十五年的，可以缴费至满十五年，按月领取基本养老金；也可以转入新型农村社会养老保险或者城镇居民社会养老保险，按照国务院规定享受相应的养老保险待遇。

基本養老保険に加入した個人は、法定退職年齢に達した際に、累計納付年数が15年に満たない場合には、満15年となるまで納付し、基本養老金を毎年受給することができる。また、新型農村社会養老保険又は都市・鎮住民社会養老保険に転入し、国务院の規定に従って、相応の養老保険待遇を享受することもできる。

第十七条 参加基本养老保险的个人，因病或者非因工死亡

第十七条 基本養老保険に加入した個人が罹病又は業務外

的，其遺属可以領取喪葬補助金和撫恤金；在未達到法定退休年齡時因病或者非因工致殘完全喪失勞動能力的，可以領取病殘津貼。所需資金從基本養老保險基金中支付。

第十八條 國家建立基本養老金正常調整機制。根據職工平均工資增長、物價上漲情況，適時提高基本養老保險待遇水平。

第十九條 個人跨統籌地區就業的，其基本養老保險關係隨本人轉移，繳費年限累計計算。個人達到法定退休年齡時，基本養老金分段計算、統一支付。具體辦法由國務院規定。

第二十條 國家建立和完善新型農村社會養老保險制度。新型農村社會養老保險實行個人繳費、集體補助和政府補貼相結合。

第二十一條 新型農村社會養老保險待遇由基礎養老金和個人賬戶養老金組成。

參加新型農村社會養老保險的農村居民，符合國家規定條件的，按月領取新型農村社會養老保險待遇。

の原因によって死亡した場合、その遺族は葬儀補助金及び弔慰金を受給することができる。法定退職年齢に達する前に、雇病又は業務外の原因によって負傷し、完全に労働能力を喪失した場合には、病気・後遺障害手当金を受給することができる。必要な資金は基本養老保険基金から支給される。

第十八條 国は、基本養老保険金の正常な調整メカニズムを確立する。従業員の前平均賃金の増加、物価上昇の状況によって、基本養老保険待遇を適時引き上げる。

第十九條 個人が統一運営地区を跨って就業する場合、その基本養老保険関係は本人と共に移転し、納付年数は累計して計算する。個人が法定退職年齢に達した際には、基本養老金は段階を分けて計算し、まとめて支給する。具体的な弁法は國務院が規定する。

第二十條 国は、新型農村社會養老保險制度を確立し、整備する。

新型農村社會養老保險は、個人による納付、集団による補助及び政府による手当を結合して実行する。

第二十一條 新型農村社會養老保險待遇は、基本養老金と個人口座養老金により構成される。

新型農村社會養老保險に加入した農村住民は、国の規定する条件に合致する場合、毎月、新型農村社會養老保險待遇を受給する。

第二十二条 国家建立和完善城镇居民社会养老保险制度。省、自治区、直辖市人民政府根据实际情况，可以将城镇居民社会养老保险和新型农村社会养老保险合并实施。

第三章 基本医疗保险

第二十三条 职工应当参加职工基本医疗保险，由用人单位和职工按照国家规定共同缴纳基本医疗保险费。

无雇工的个体工商户、未在用人单位参加职工基本医疗保险的非全日制从业人员以及其他灵活就业人员可以参加职工基本医疗保险，由个人按照国家规定缴纳基本医疗保险费。

第二十四条 国家建立和完善新型农村合作医疗制度。新型农村合作医疗的管理办法，由国务院规定。

第二十五条 国家建立和完善城镇居民基本医疗保险制度。城镇居民基本医疗保险实行个人缴费和政府补贴相结合。

享受最低生活保障的人、丧失劳动能力的残疾人、低收入家庭六十周岁以上的老年人和未成年人等所需个人缴费部分，由政府给予补贴。

第二十二条 国は、都市・鎮住民の社会養老保険制度を確立し、整備する。

省、自治区、直辖市人民政府は、実情に基づき、都市・鎮住民の社会養老保険と新型農村社会養老保険を併せて実施することができる。

第三章 基本医療保険

第二十三条 従業員は、従業員基本医療保険に加入し、雇用単位と従業員は、国の規定に基づいて、基本医療保険費を分担して納付しなければならない。

労働者を雇用していない個体工商業者、雇用単位で従業員基本医療保険に加入していない非全日制従業員及びその他の融通性を有する形で就労する者は、従業員基本医療保険に加入することができ、個人が国の規定により基本医療保険費を納付する。

第二十四条 国は、新型農村合作医療制度を確立し、整備する。

新型農村合作医療の管理弁法は、国务院が規定する。

第二十五条 国は、都市・鎮住民基本医療保険制度を確立し、整備する。

都市・鎮住民基本医療保険は、個人による納付金と政府による手当を結合して実行する。

最低生活保障を享受する者、労働能力を喪失した身体障害者、低收入家庭の満六十歳以上の高齢者及び未成年者等が個人にて納付する必要がある部分については、政府が手当を与える。

第二十六条 职工基本医疗保险、新型农村合作医疗和城镇居民基本医疗保险的待遇标准按照国家规定执行。

第二十七条 参加职工基本医疗保险的个人，达到法定退休年龄时累计缴费达到国家规定年限的，退休后不再缴纳基本医疗保险费，按照国家规定享受基本医疗保险待遇；未达到国家规定年限的，可以缴费至国家规定年限。

第二十八条 符合基本医疗保险药品目录、诊疗项目、医疗服务设施标准以及急诊、抢救的医疗费用，按照国家规定从基本医疗保险基金中支付。

第二十九条 参保人员医疗费用中应当由基本医疗保险基金支付的部分，由社会保险经办机构与医疗机构、药品经营单位直接结算。

社会保险行政部门和卫生行政部门应当建立异地就医医疗费用结算制度，方便参保人员享受基本医疗保险待遇。

第三十条 下列医疗费用不纳入基本医疗保险基金支付范围：

- (一) 应当从工伤保险基金中支付的；
- (二) 应当由第三人负担的；
- (三) 应当由公共卫生负担的；
- (四) 在境外就医的。

第二十六条 従業員の基本医療保険、新型農村合作医療及び都市・鎮住民基本医療保険の待遇基準は、国の規定に従って執行する。

第二十七条 従業員基本医療保険に加入した個人が法定退職年齢に達した際に、累計納付年数が国の規定する年数に達している場合、退職後は基本医療保険費を納付せずに、国の規定に基づいて基本医療保険待遇を享受する。国の規定する年数に達していない場合には、国の規定する年数まで納付することができる。

第二十八条 基本医療保険の薬品目録、診療項目、医療サービス施設の基準及び急診、緊急救助に合致する医療費は、国の規定に基づいて、基本医療保険基金より支給する。

第二十九条 保険加入者の医療費のうち、基本医療保険基金より支給すべき部分については、社会保険取扱機構が医療機関、薬品事業者と直接精算する。

社会保険行政部門と衛生行政部門は、保険加入者が基本医療保険待遇を享受するに便利なように、遠隔地診療医療費用の精算制度を確立しなければならない。

第三十条 以下の医療費は、基本医療保険基金の支給範囲に組み入れない。

- (一) 労働災害保険基金から支給すべきもの
- (二) 第三者が負担すべきもの
- (三) 公共衛生が負担すべきもの

医疗费用依法应当由第三人负担, 第三人不支付或者无法确定第三人的, 由基本医疗保险基金先行支付。基本医疗保险基金先行支付后, 有权向第三人追偿。

第三十一条 社会保险经办机构根据管理服务的需要, 可以与医疗机构、药品经营单位签订服务协议, 规范医疗服务行为。

医疗机构应当为参保人员提供合理、必要的医疗服务。

第三十二条 个人跨统筹地区就业的, 其基本医疗保险关系随本人转移, 缴费年限累计计算。

第四章 工伤保险

第三十三条 职工应当参加工伤保险, 由用人单位缴纳工伤保险费, 职工不缴纳工伤保险费。

第三十四条 国家根据不同行业的工伤风险程度确定行业的差别费率, 并根据使用工伤保险基金、工伤发生率等情况在每个行业内确定费率档次。行业差别费率和行业内费率档次由国务院社会保险行政部门制定, 报国务院批准后公布施行。

社会保险经办机构根据用人单位使用工伤保险基金、工伤发生

(四) 国外で診療したもの

法により第三者が医療費を負担すべきでありながら、第三者が医療費を支給しないか又は第三者を確定できない場合は、基本医疗保险基金から先に支給する。基本医疗保险基金から先に支給した後に、第三者に対して求償する権利を有する。

第三十一条 社会保険取扱機構は、社会保険管理サービスの必要性に基づき、医療機関、薬品事業者とサービス契約を締結し、医療サービス行為を規範化することができる。

医療機関は、保険加入者に合理的且つ必要な医療サービスを提供しなければならない。

第三十二条 個人が統一運営地区を越えて就労する場合は、その基本医疗保险関係は本人と共に移転し、納付の年数は累計して計算する。

第四章 労働災害保険

第三十三条 従業員は、労働災害保険に加入しなければならない。雇用単位が労働災害保険費を納付し、従業員は労働災害保険費を納付しない。

第三十四条 国は、各業界の労働災害のリスクの程度に基づき、業界の差別料率を確定し、かつ、労働災害保険基金の使用及び労働災害の発生率等の状況に基づき、各業界内における料率等級を確定する。業界差別料率及び業界内料率等級については、国务院の社会保险行政部门が制定し、国务院に報告し批准を受けた

率和所属行业费率档次等情况，确定用人单位缴费费率。

第三十五条 用人单位应当按照本单位职工工资总额，根据社会保险经办机构确定的费率缴纳工伤保险费。

第三十六条 职工因工作原因受到事故伤害或者患职业病，且经工伤认定的，享受工伤保险待遇；其中，经劳动能力鉴定丧失劳动能力的，享受伤残待遇。

工伤认定和劳动能力鉴定应当简捷、方便。

第三十七条 职工因下列情形之一导致本人在工作中伤亡的，不认定为工伤：

- (一) 故意犯罪；
- (二) 醉酒或者吸毒；
- (三) 自残或者自杀；
- (四) 法律、行政法规规定的其他情形。

第三十八条 因工伤发生的下列费用，按照国家规定从工伤保险基金中支付：

- (一) 治疗工伤的医疗费用和康复费用；

後に公布し、施行する。

社会保険取扱機構は、雇用単位による労働災害保険基金の使用、労働災害の発生率及び所属する業界の料率等級等の状況に基づき、雇用単位が納付する料率を確定する。

第三十五条 雇用単位は、当該単位の従業員の賃金総額により、社会保険取扱機構が確定した料率に基づいて、労働災害保険費を納付しなければならない。

第三十六条 従業員が業務に起因する事故傷害を受けたか、又は職業病に罹患し、かつ労働災害と認定された場合は、労働災害保険待遇を享受する。そのうち、労働能力の鑑定により労働能力の喪失が確認された場合は、後遺障害待遇を享受する。

労働災害の認定及び労働能力の鑑定は、簡易且つ便利でなければならない。

第三十七条 従業員が次に掲げる事由のいずれかによって、業務中に負傷又は死亡した場合、労働災害と認定しない。

- (一) 故意に犯罪を犯したとき
- (二) 飲酒又は麻薬を吸引したとき
- (三) 自傷又は自殺したとき
- (四) 法律、行政法規が規定するその他の状況

第三十八条 労働災害により発生した以下の費用は、国の規定に基づいて、労働災害保険基金より支給する。

- (一) 労働災害を治療するための医療費とリハビリテーション

- (二) 住院伙食补助费;
- (三) 到统筹地区以外就医的交通食宿费;
- (四) 安装配置伤残辅助器具所需费用;
- (五) 生活不能自理的, 经劳动能力鉴定委员会确认的生活护理费;
- (六) 一次性伤残补助金和一至四级伤残职工按月领取的伤残津贴;
- (七) 终止或者解除劳动合同时, 应当享受的一次性医疗补助金;
- (八) 因工死亡的, 其遗属领取的丧葬补助金、供养亲属抚恤金和因工死亡补助金;
- (九) 劳动能力鉴定费。

第三十九条 因工伤发生的下列费用, 按照国家规定由用人单位支付:

- (一) 治疗工伤期间的工资福利;
- (二) 五级、六级伤残职工按月领取的伤残津贴;
- (三) 终止或者解除劳动合同时, 应当享受的一次性伤残就业补助金。

第四十条 工伤职工符合领取基本养老金条件的, 停发伤残津贴, 享受基本养老保险待遇。基本养老保险待遇低于伤残津贴的, 从工伤保险基金中补足差额。

ン費用

- (二) 入院食事補助費
- (三) 統一運営地区外において受診した場合の交通及び食事宿泊費用
- (四) 後遺障害補助器具の据付・配置に要する費用
- (五) 自活できない場合に、労働能力鑑定委員会が確認した生活看護費
- (六) 一括性の後遺障害補助金及び1級乃至4級の後遺障害従業員が毎月受給する後遺障害手当
- (七) 労働契約の終了又は解除時に、享受すべき一括性の医療補助金
- (八) 業務に起因し死亡した場合に、その遺族が受給する葬儀補助金、扶養親族弔慰金及び業務に起因する死亡補助金
- (九) 労働能力鑑定費用

第三十九条 労働災害により発生した以下の費用は、国の規定に基づいて雇用単位が支給する。

- (一) 労働災害治療期間の賃金と福祉
- (二) 5級及び6級の後遺障害従業員が毎月受給する後遺障害手当
- (三) 労働契約の終了又は解除時に、享受すべき一括性の後遺障害就職補助金

第四十条 労働災害を被った従業員が基本養老金を受給する条件に合致する場合、後遺障害手当の支給を停止し、基本養老保険待遇を享受する。基本養老保険待遇が後遺障害手当を下回る

第四十一条 职工所在用人单位未依法缴纳工伤保险费,发生工伤事故的,由用人单位支付工伤保险待遇。用人单位不支付的,从工伤保险基金中先行支付。

从工伤保险基金中先行支付的工伤保险待遇应当由用人单位偿还。用人单位不偿还的,社会保险经办机构可以依照本法第六十三条的规定追偿。

第四十二条 由于第三人的原因造成工伤,第三人不支付工伤医疗费用或者无法确定第三人的,由工伤保险基金先行支付。工伤保险基金先行支付后,有权向第三人追偿。

第四十三条 工伤职工有下列情形之一的,停止享受工伤保险待遇:

- (一) 丧失享受待遇条件的;
- (二) 拒不接受劳动能力鉴定的;
- (三) 拒绝治疗的。

第五章 失业保险

第四十四条 职工应当参加失业保险,由用人单位和职工按照国家规定共同缴纳失业保险费。

場合は、労働災害保険基金から差額を補填する。

第四十一条 従業員が所属する雇用単位が法により労働災害保険費を納付せず、労働災害事故が発生した場合は、雇用単位が労働災害保険待遇を支給する。雇用単位が支給しない場合、労働災害保険基金から先に支給する。

労働災害保険基金から先に支給した労働災害保険待遇は雇用単位が返還しなければならない。雇用単位が返還しない場合、社会保険取扱機構は本法第63条の規定により求償することができる。

第四十二条 第三者が原因で労働災害が発生し、第三者が労働災害による医療費を払わないか、又は第三者を確定できない場合、労働災害保険基金から先に支給する。労働災害保険基金から先に支給した後、第三者に求償する権利を有する。

第四十三条 労働災害を被った従業員に以下の状況のいずれがある場合、労働災害保険待遇の享受を停止する。

- (一) 待遇を享受する条件を喪失した場合
- (二) 労働能力の鑑定を拒絶した場合
- (三) 治療を拒絶した場合

第五章 失業保険

第四十四条 従業員は、失業保険に加入しなければならない。雇用単位及び従業員は、国の規定に基づいて、失業保険費を分担して納付する。

第四十五条 失业人员符合下列条件的，从失业保险基金中领取失业保险金：

- (一) 失业前用人单位和本人已经缴纳失业保险费满一年的；
- (二) 非因本人意愿中断就业的；
- (三) 已经进行失业登记，并有求职要求的。

第四十六条 失业人员失业前用人单位和本人累计缴费满一年不足五年的，领取失业保险金的期限最长为十二个月；累计缴费满五年不足十年的，领取失业保险金的期限最长为十八个月；累计缴费十年以上的，领取失业保险金的期限最长为二十四个月。重新就业后，再次失业的，缴费时间重新计算，领取失业保险金的期限与前次失业应当领取而尚未领取的失业保险金的期限合并计算，最长不超过二十四个月。

第四十七条 失业保险金的标准，由省、自治区、直辖市人民政府确定，不得低于城市居民最低生活保障标准。

第四十八条 失业人员在领取失业保险金期间，参加职工基本医疗保险，享受基本医疗保险待遇。

失业人员应当缴纳的基本医疗保险费从失业保险基金中支付，个人不缴纳基本医疗保险费。

第四十五条 失業者が次の各号に掲げる条件に合致する場合は、失業保険基金から失業保険金を受給する。

- (一) 失業前に雇用単位と本人が1年以上失業保険費を納付したとき
- (二) 本人の意思によらずに就業を中断したとき
- (三) 失業登記手続を済ませ、かつ就職を希望しているとき

第四十六条 失業者が失業する前の雇用単位及び本人による累計納付期間が1年以上5年未満の場合は、失業保険金を受給する期間は最長12か月とする。累計納付期間が5年以上10未満の場合は、失業保険金を受給する期間は最長18か月とする。累計納付期間が10年以上の場合は、失業保険金を受給する期間は最長24ヶ月とする。新たに就業した後に、再び失業した場合には、納付期間を新たに計算するものとし、失業保険金を受給する期間は、前回の失業において受給すべきであったが受給していない失業保険金の期間と合算し、最長で24ヶ月を超えないものとする。

第四十七条 失業保険金の基準については、省、自治区及び直辖市の人民政府が確定し、都市住民最低生活保障基準を下回ってはならない。

第四十八条 失業者は、失業保険金を受給する期間において、従業員基本医療保険に加入し、基本医療保険待遇を享受する。

失業者が納付すべき基本医療保険費は失業保険基金から支給し、個人は基本医療保険費を負担しない。

第四十九条 失业人员在领取失业保险金期间死亡的,参照当地对在职职工死亡的规定,向其遗属发给一次性丧葬补助金和抚恤金。所需资金从失业保险基金中支付。

个人死亡同时符合领取基本养老保险丧葬补助金、工伤保险丧葬补助金和失业保险丧葬补助金条件的,其遗属只能选择领取其中的一项。

第五十条 用人单位应当及时为失业人员出具终止或者解除劳动关系的证明,并将失业人员的名单自终止或者解除劳动关系之日起十五日内告知社会保险经办机构。

失业人员应当持本单位为其出具的终止或者解除劳动关系的证明,及时到指定的公共就业服务机构办理失业登记。

失业人员凭失业登记证明和个人身份证明,到社会保险经办机构办理领取失业保险金的手续。失业保险金领取期限自办理失业登记之日起计算。

第五十一条 失业人员在领取失业保险金期间有下列情形之一的,停止领取失业保险金,并同时停止享受其他失业保险待遇:

- (一) 重新就业的;
- (二) 应征服兵役的;
- (三) 移居境外的;
- (四) 享受基本养老保险待遇的;

第四十九条 失業者が、失業保険金を受給する期間に死亡した場合は、当該地区の在職中の従業員の死亡に係わる規定を参照し、その遺族に対し一括性の葬儀補助金及び弔慰金を支給する。必要な資金は、失業保険基金から支給する。

死亡した個人が、基本養老保険の葬儀補助金、労働災害保険葬儀補助金及び失業保険葬儀補助金を受給する条件を同時に満たす場合には、その遺族はその中の一つのみを選び受給することができる。

第五十条 雇用単位は、失業者のため遅滞なく労働関係を終了又は解除した旨の証明書を発行し、かつ、労働関係を終了又は解除した日から15日以内に失業者の名簿を社会保険取扱機構に報告しなければならない。

失業者は所属単位が発行した労働関係を終了又は解除した旨の証明書を持参し、遅延なく指定された公共就職サービス機構にて失業登記の手続を行わなければならない。

失業者は、失業登録証明書と個人身分証明書を以って、社会保険取扱機構にて失業保険金の受給手続を行う。失業保険金の受給期間は失業登記を行った日より起算する。

第五十一条 失業者が失業保険金を受給する期間内において、以下の状況のいずれかに該当する場合は、失業保険金の受給を停止し、かつ、同時にその他の失業保険待遇の享受を停止する。

- (一) 新たに就業した場合
- (二) 徴兵に応じて兵役に服した場合
- (三) 国外に転居した場合

(五) 无正当理由，拒不接受当地人民政府指定部门或者机构介绍的适当工作或者提供的培训的。

第五十二条 职工跨统筹地区就业的，其失业保险关系随本人转移，缴费年限累计计算。

第六章 生育保险

第五十三条 职工应当参加生育保险，由用人单位按照国家规定缴纳生育保险费，职工不缴纳生育保险费。

第五十四条 用人单位已经缴纳生育保险费的，其职工享受生育保险待遇；职工未就业配偶按照国家规定享受生育医疗费用待遇。所需资金从生育保险基金中支付。

生育保险待遇包括生育医疗费用和生育津贴。

第五十五条 生育医疗费用包括下列各项：

- (一) 生育的医疗费用；
- (二) 计划生育的医疗费用；
- (三) 法律、法规规定的其他项目费用。

第五十六条 职工有下列情形之一的，可以按照国家规定享受

(四) 基本养老保险待遇享受了的情况

(五) 正当な理由なく当該地区の人民政府の指定する部門或いは機構の紹介する適切な業務又は提供する研修を拒絶した場合

第五十二条 失業者が統一運営地区を跨って就業した場合は、その失業保険関係は、本人と共に移転し、納付年数は累計して計算する。

第六章 出産保険

第五十三条 従業員は出産保険に加入しなければならない。雇用単位は国の規定に基づいて出産保険費を納付し、従業員は出産保険費を納付しない。

第五十四条 雇用単位がすでに出産保険費を納付している場合、その従業員は出産保険待遇を享受する。従業員の未就業の配偶者は、国の規定に基づいて出産医療費待遇を享受する。必要な資金は出産保険基金から支給する。

出産保険待遇には、出産医療費と出産手当金を含む。

第五十五条 出産医療費には、次の各項を含むものとする。

- (一) 出産に係わる医療費
- (二) 計画出産に係わる医療費
- (三) 法律及び法規が規定するその他の費用

第五十六条 従業員は、次に掲げる状況のいずれかに該当す

生育津贴:

- (一) 女职工生育享受产假;
- (二) 享受计划生育手术休假;
- (三) 法律、法规规定的其他情形。

生育津贴按照职工所在用人单位上年度职工月平均工资计发。

第七章 社会保险费征缴

第五十七条 用人单位应当自成立之日起三十日内凭营业执照、登记证书或者单位印章，向当地社会保险经办机构申请办理社会保险登记。社会保险经办机构应当自收到申请之日起十五日内予以审核，发给社会保险登记证件。

用人单位的社会保险登记事项发生变更或者用人单位依法终止的，应当自变更或者终止之日起三十日内，到社会保险经办机构办理变更或者注销社会保险登记。

工商行政管理部门、民政部门和机构编制管理机关应当及时向社会保险经办机构通报用人单位的成立、终止情况，公安机关应当及时向社会保险经办机构通报个人的出生、死亡以及户口登记、迁移、注销等情况。

第五十八条 用人单位应当自用工之日起三十日内为其职工向社会保险经办机构申请办理社会保险登记。未办理社会保险登记

る場合は、国の規定に基づいて出産手当を享受することができる。

- (一) 女子従業員が出産休暇を享受するとき
- (二) 計画出産の手術のため休暇を享受するとき
- (三) 法律及び法規が規定するその他の事由

出産手当は、従業員が所属する雇用単位の前年度従業員月平均賃金により、計算、支給される。

第七章 社会保険費の徴収及び納付

第五十七条 雇用単位は、設立した日から30日以内に営業許可証、登記証書又は社印を以って、当該地区の社会保険取扱機構に社会保険の登記を申請しなければならない。社会保険取扱機構は、申請を受理した日から15日以内に審査許可をして、社会保険登記証書を発行しなければならない。

雇用単位の社会保険登記事項に変更が発生したか、又は法により終了した場合には、変更又は終了の日から30日以内に社会保険取扱機構にて社会保険登記の変更又は抹消をしなければならない。

工商行政管理部门、民政部门及び機構編制管理機関は、遅滞なく社会保険取扱機構に雇用単位の設立及び終了状況を通知・報告しなければならない。公安機関は遅滞なく社会保険取扱機構に個人の出生、死亡及び戸籍登記、移転、抹消等の状況を通知・報告しなければならない。

第五十八条 雇用単位は、採用の日から30日以内にその従業員のために社会保険取扱機構に社会保険登記を申請しなけれ

的，由社会保险经办机构核定其应当缴纳的社会保险费。

自愿参加社会保险的无雇工的个体工商户、未在用人单位参加社会保险的非全日制从业人员以及其他灵活就业人员，应当向社会保险经办机构申请办理社会保险登记。

国家建立全国统一的个人社会保障号码。个人社会保障号码为公民身份号码。

第五十九条 县级以上人民政府加强社会保险费的征收工作。社会保险费实行统一征收，实施步骤和具体办法由国务院规定。

第六十条 用人单位应当自行申报、按时足额缴纳社会保险费，非因不可抗力等法定事由不得缓缴、减免。职工应当缴纳的社会保险费由用人单位代扣代缴，用人单位应当按月将缴纳社会保险费的明细情况告知本人。

无雇工的个体工商户、未在用人单位参加社会保险的非全日制从业人员以及其他灵活就业人员，可以直接向社会保险费征收机构缴纳社会保险费。

第六十一条 社会保险费征收机构应当依法按时足额征收社

ばならない。社会保険登記を行わない場合は、社会保険取扱機構により納付すべき保険費の査定を受けなければならない。

自発的に社会保険に加入する労働者を雇用していない個体工商業者、雇用単位で社会保険に加入していない非全日制従業員、及びその他の柔軟な形で就労する者は、社会保険取扱機構に社会保険登記を申請しなければならない。

国は、全国で統一された個人社会保障番号を確立する。個人社会保障番号は公民の身分証番号とする。

第五十九条 県級以上の人民政府は、社会保険費の徴収業務を強化する。

社会保険費は統一的に徴収し、実施の段取り及び具体的な弁法は国务院が規定する。

第六十条 雇用単位は、社会保険費を自ら申告し、期限通りに満額納付しなければならない。不可抗力等の法定事由によらずに、延期、減免をしてはならない。従業員が納付すべき社会保険費は雇用単位が代理控除し、代理納付する。雇用単位は、毎月社会保険費を納付した詳しい状況を本人に知らせなければならない。

労働者を雇用していない個体工商業者、雇用単位で社会保険に加入していない非全日制従業員、及びその他の柔軟な形で就労する者は、直接社会保険費徴収機構に社会保険費を納付することができる。

第六十一条 社会保険費徴収機構は、法律により、期限通り

会保险费，并将缴费情况定期告知用人单位和个人。

第六十二条 用人单位未按规定申报应当缴纳的社会保险费数额的，按照该单位上月缴费额的百分之一百一十确定应当缴纳数额；缴费单位补办申报手续后，由社会保险费征收机构按照规定结算。

第六十三条 用人单位未按时足额缴纳社会保险费的，由社会保险费征收机构责令其限期缴纳或者补足。

用人单位逾期仍未缴纳或者补足社会保险费的，社会保险费征收机构可以向银行和其他金融机构查询其存款账户；并可以申请县级以上有关行政部门作出划拨社会保险费的决定，书面通知其开户银行或者其他金融机构划拨社会保险费。用人单位账户余额少于应当缴纳的社会保险费的，社会保险费征收机构可以要求该用人单位提供担保，签订延期缴费协议。

用人单位未足额缴纳社会保险费且未提供担保的，社会保险费征收机构可以申请人民法院扣押、查封、拍卖其价值相当于应当缴纳社会保险费的财产，以拍卖所得抵缴社会保险费。

に社会保険を満額徴収し、かつ定期的に雇用単位と個人に納付の状況を知らせなければならない。

第六十二条 雇用単位が規定に基づいて、納付すべき社会保険費の金額を申告しない場合は、当該単位の前月の納付額の110%により納付すべき金額を確定する。納付単位が追って申告の手續をした後、社会保険費徴収機構は規定に基づいて精算する。

第六十三条 雇用単位が期限通りに社会保険費を満額納付しない場合、社会保険費徴収機構は雇用単位に対して、期限を定めて納付又は追納するよう命じる。

雇用単位が期限を過ぎても、社会保険費を満額納付しないか、又は追納しない場合、社会保険費徴収機構は銀行又はその他の金融機関にて雇用単位の預金口座を調査することができ、且つ県級以上の関係行政部門に対して、社会保険費を割当支出する決定を下し、その口座開設銀行又はその他の金融機関に社会保険費を割当支出する旨を書面にて通知するよう申立てることができる。雇用単位の口座の残高が納付すべき社会保険費を下回る場合、社会保険費徴収機構は当該雇用単位に担保を提供し、納付延期契約を締結するよう要求することができる。

雇用単位が社会保険費を満額納付せず、かつ担保を提供しない場合、社会保険費徴収機構は人民法院に納付すべき社会保険費に相当する価値の財産を差押え、封印、競売するよう申し立て、競売による所得を社会保険費に充当することができる。

第八章 社会保険基金

第六十四条 社会保険基金包括基本养老保险基金、基本医疗保险基金、工伤保险基金、失业保险基金和生育保险基金。各项社会保険基金按照社会保険险种分别建账，分账核算，执行国家统一的会计制度。

社会保険基金专款专用，任何组织和个人不得侵占或者挪用。

基本养老保险基金逐步实行全国统筹，其他社会保険基金逐步实行省级统筹，具体时间、步骤由国务院规定。

第六十五条 社会保険基金通过预算实现收支平衡。

县级以上人民政府在社会保険基金出现支付不足时，给予补贴。

第六十六条 社会保険基金按照统筹层次设立预算。社会保険基金预算按照社会保険项目分别编制。

第六十七条 社会保険基金预算、决算草案的编制、审核和批准，依照法律和国务院规定执行。

第六十八条 社会保険基金存入财政专户，具体管理办法由国务院规定。

第八章 社会保険基金

第六十四条 社会保険基金には、基本養老保険基金、基本医療保険基金、労働災害保険基金、失業保険基金及び出産保険基金を含む。各社会保険基金は社会保険の種類毎に口座を開設し、口座毎に計算して、国の統一会計制度を執行する。

社会保険基金は、専用資金として使用する。いかなる組織又は個人もこれを横領し、流用してはならない。

基本養老保険基金は、徐々に全国的な統一運営を行う。その他の社会保険基金は徐々に省級の統一運営を行い、具体的な時間及び段取りは、国务院により規定する。

第六十五条 社会保険基金は、予算により収支のバランスを実現する。

県級以上の人民政府は、社会保険基金が支給不足に陥った場合、手当を与える。

第六十六条 社会保険基金は、統一運営のレベルにより予算を設定する。社会保険基金の予算は、社会保険項目により別々に編制する。

第六十七条 社会保険基金の予算、決算案の編制、審査及び認可は、法律及び国务院の規定により執行する。

第六十八条 社会保険基金は、財政専用口座に預け入れるものとし、具体的な管理弁法は国务院により規定する。

第六十九条 社会保险基金在保证安全的前提下,按照国务院规定投资运营实现保值增值。

社会保险基金不得违规投资运营,不得用于平衡其他政府预算,不得用于兴建、改建办公场所和支付人员经费、运行费用、管理费用,或者违反法律、行政法规规定挪作其他用途。

第七十条 社会保险经办机构应当定期向社会公布参加社会保险情况以及社会保险基金的收入、支出、结余和收益情况。

第七十一条 国家设立全国社会保障基金,由中央财政预算拨款以及国务院批准的其他方式筹集的资金构成,用于社会保障支出的补充、调剂。全国社会保障基金由全国社会保障基金管理运营机构负责管理运营,在保证安全的前提下实现保值增值。

全国社会保障基金应当定期向社会公布收支、管理和投资运营的情况。国务院财政部门、社会保险行政部门、审计机关对全国社会保障基金的收支、管理和投资运营情况实施监督。

第九章 社会保险经办

第七十二条 统筹地区设立社会保险经办机构。社会保险经办

第六十九条 社会保険基金は、安全な運用を保証することを前提として、国務院の規定により投資・運用して、基金の価値の維持又は上昇を実現する。

社会保険基金は規定に違反して投資・運用してはならず、その他の政府予算のバランスをとるために用いてはならず、事務取扱場所の建設、改築に用いてはならず、人件費、運営費、管理費の支払いに用いてはならず、法律、行政法規の規定に違反してその他の用途に使ってはならない。

第七十条 社会保険取扱機構は、定期的に社会保険の加入状況及び社会保険基金の収入、支出、残高、収益状況を社会に公表しなければならない。

第七十一条 国は、全国社会保障基金を設置し、全国社会保障基金は中央財政予算割当金及び国務院が認可したその他の方法により調達する資金により構成され、社会保障支出の補充、調節に用いる。全国社会保障基金は、全国社会保障基金管理運用機構がその管理・運用に責任を負い、安全な運用を保証することを前提として、価値の維持又は上昇を実現する。

全国社会保障基金につき、定期的に収支、管理及び投資・運用に関する状況を社会に公表しなければならない。国務院財政部門、社会保険行政部門、監査機関は、全国社会保障基金の収支、管理及び投資・運用に関する状況について監督を実施する。

第九章 社会保険の取扱

第七十二条 統一運営地域に、社会保険取扱機構を設立す

机构根据工作需要,经所在地的社会保险行政部门和机构编制管理机关批准,可以在本统筹地区设立分支机构和服务网点。

社会保险经办机构的人员经费和经办社会保险发生的基本运行费用、管理费用,由同级财政按照国家规定予以保障。

第七十三条 社会保险经办机构应当建立健全业务、财务、安全和风险管理制度。

社会保险经办机构应当按时足额支付社会保险待遇。

第七十四条 社会保险经办机构通过业务经办、统计、调查获取社会保险工作所需的数据,有关单位和个人应当及时、如实提供。

社会保险经办机构应当及时为用人单位建立档案,完整、准确地记录参加社会保险的人员、缴费等社会保险数据,妥善保管登记、申报的原始凭证和支付结算的会计凭证。

社会保险经办机构应当及时、完整、准确地记录参加社会保险的个人缴费和用人单位为其缴费,以及享受社会保险待遇等个人权益记录,定期将个人权益记录单免费寄送本人。

用人单位和个人可以免费向社会保险经办机构查询、核对其缴费和享受社会保险待遇记录,要求社会保险经办机构提供社会保险咨询等相关服务。

る。社会保険取扱機構は業務の必要により、所在地の社会保険行政部門及び機構編制管理機関の認可を経て、当該統一経営地域に分支機構及びサービスステーションを設立することができる。

社会保険取扱機構の person 費及び社会保険を取り扱う際に発生した基本運営費、管理費は、同級財政部門が国の規定により保障する。

第七十三条 社会保険取扱機構は、業務、財務、安全及びリスク管理制度を確立し、整備しなければならない。

社会保険取扱機構は、期限通りに社会保険待遇を満額支給しなければならない。

第七十四条 社会保険取扱機構は、業務の取り扱い、統計、調査を通じて社会保険業務に必要なデータを取得する。関係する単位及び個人は、遅滞なく、事実のとおりデータを提供しなければならない。

社会保険取扱機構は、遅滞なく雇用単位のために、人事ファイルを作成し、社会保険に加入した人員、納付等に関する社会保険データを完全かつ正確に記録し、登記、申告の原始証憑及び支払精算の会計証憑を適切に保管しなければならない。

社会保険取扱機構は、社会保険に加入した個人による納付及び雇用単位による個人のための納付、並びに享受する社会保険待遇等の個人の権利・利益について、遅滞なく、完全かつ正確に記録し、定期的に個人の権利・利益の記録書を無料で本人に郵送しなければならない。

雇用単位及び個人は、その納付及び享受する社会保険待遇に

関する記録について、無料で社会保険取扱機構に問い合わせ、確認し、社会保険取扱機構に社会保険問い合わせ等の関係サービスを提供するよう要求することができる。

第七十五条 全国社会保険信息系统按照国家统一规划,由县级以上人民政府按照分级负责的原则共同建设。

第七十五条 全国社会保険情報システムは、国の統一的な計画により、県級以上の人民政府が「各級ごとに責任を負う」ことを原則として共に確立する。

第十章 社会保険監督

第七十六条 各级人民代表大会常务委员会听取和审议本级人民政府对社会保险基金的收支、管理、投资运营以及监督检查情况的专项工作报告,组织对本法实施情况的执法检查等,依法行使监督职权。

第十章 社会保険の監督

第七十六条 各級の人民代表大会常務委員会は、同級人民政府から社会保険基金の収支、管理、投資・運用及び監督検査状況に関する特定項目の業務報告をヒヤリングして、審議し、本法の実施状況に対して、法律執行の検査等を組織し、法により監督の職権を行使する。

第七十七条 县级以上人民政府社会保险行政部门应当加强对用人单位和个人遵守社会保险法律、法规情况的监督检查。

社会保险行政部门实施监督检查时,被检查的用人单位和个人应当如实提供与社会保险有关的资料,不得拒绝检查或者谎报、瞒报。

第七十七条 県級以上の人民政府社会保険行政部門は、雇用単位及び個人に対して社会保険に係わる法律、法規の遵守状況の監督、検査を強化しなければならない。

社会保険行政部門が監督、検査を実施する際、検査を受ける雇用単位及び個人は社会保険に関する資料を事実のとおり提供しなければならない。検査を拒絶するか、又は虚偽の報告をし、事実を隠匿してはならない。

第七十八条 财政部门、审计机关按照各自职责,对社会保险基金的收支、管理和投资运营情况实施监督。

第七十八条 財政部門、監査機関は、各自の職責により、社会保険基金の収支、管理及び投資・運用の状況に対して監督を実施する。

第七十九条 社会保险行政部门对社会保险基金的收支、管理和投资运营情况进行监督检查，发现存在问题的，应当提出整改建议，依法作出处理决定或者向有关行政部门提出处理建议。社会保险基金检查结果应当定期向社会公布。

社会保险行政部门对社会保险基金实施监督检查，有权采取下列措施：

（一）查阅、记录、复制与社会保险基金收支、管理和投资运营相关的资料，对可能被转移、隐匿或者灭失的资料予以封存；

（二）询问与调查事项有关的单位和个人，要求其对与调查事项有关的问题作出说明、提供有关证明材料；

（三）对隐匿、转移、侵占、挪用社会保险基金的行为予以制止并责令改正。

第八十条 统筹地区人民政府成立由用人单位代表、参保人员代表，以及工会代表、专家等组成的社会保险监督委员会，掌握、分析社会保险基金的收支、管理和投资运营情况，对社会保险工作提出咨询意见和建议，实施社会监督。

社会保险经办机构应当定期向社会保险监督委员会汇报社会保险基金的收支、管理和投资运营情况。社会保险监督委员会可以聘请会计师事务所对社会保险基金的收支、管理和投资运营情况进行年度审计和专项审计。审计结果应当向社会公开。

社会保险监督委员会发现社会保险基金收支、管理和投资运营中存在问题的，有权提出改正建议；对社会保险经办机构及其工作

第七十九条 社会保険行政部門は、社会保険基金の収支、管理及び投資・運用の状況を監督、検査し、問題を発見した場合は、改善案を提出し、法により処理の決定を下すか、又は関係行政部門に処理案を提出しなければならない。社会保険基金の検査結果は、定期的に社会に公表しなければならない。

社会保険行政部門は、社会保険基金に対して監督・検査を実施し、次の措置を講じる権限を有する。

（一）社会保険基金の収支、管理及び投資・運用に関する資料を閲覧し、記録し、コピーする。移動、隠匿又は滅失する可能性のある資料は、封印・保存する。

（二）調査事項に関する雇用単位及び個人に問い合わせ、調査に関わる事項について説明し、関連する証明資料を提供するよう要求する。

（三）社会保険基金を隠匿、移動、横領、流用する行為を制止し、かつ是正を命じる。

第八十条 統一運営地域の人民政府は、雇用単位代表、社会保険加入者代表及び労働組合代表、専門家等により構成される社会保険監督委員会を設置し、社会保険基金の収支、管理及び投資・運用の状況を把握、分析し、社会保険業務に意見及び提案を提出して、社会の監督を実施する。

社会保険取扱機構は、社会保険監督委員会に対し、社会保険基金の収支、管理及び投資・運用の状況を定期的に報告しなければならない。社会保険監督委員会は、会計士事務所に依頼して、社会保険基金の収支、管理及び投資・運用の状況に対して年度監査及び特定項目監査を受けることができる。監査の結果は社会に

人員の违法行为，有权向有关部门提出依法处理建议。

第八十一条 社会保险行政部门和其他有关行政部门、社会保险经办机构、社会保险费征收机构及其工作人员，应当依法为用人单位和个人的信息保密，不得以任何形式泄露。

第八十二条 任何组织或者个人有权对违反社会保险法律、法规的行为进行举报、投诉。

社会保险行政部门、卫生行政部门、社会保险经办机构、社会保险费征收机构和财政部门、审计机关对属于本部门、本机构职责范围的举报、投诉，应当依法处理；对不属于本部门、本机构职责范围的，应当书面通知并移交有权处理的部门、机构处理。有权处理的部门、机构应当及时处理，不得推诿。

第八十三条 用人单位或者个人认为社会保险费征收机构的行为侵害自己合法权益的，可以依法申请行政复议或者提起行政诉讼。

用人单位或者个人对社会保险经办机构不依法办理社会保险

公开，应当依法处理。

社会保险监督委员会是，社会保险基金的收支、管理及投资·运用到问题有发现的情况下，是正案提出处理的权限有。社会保险经办机构及其从业员的违法行为につき、関係部門に対して法に基づく処理を提案する权限を有する。

第八十一条 社会保险行政部门及その他の関係行政部門、社会保险经办机构、社会保险費徴収機構及びその職員は、法により、雇用単位及び個人の情報につき秘密を保持し、いかなる方式によってもこれを漏らしてはならない。

第八十二条 いかなる組織又は個人も社会保险に係わる法律、法規に違反する行為を通報し、苦情を申し立てる権利を有する。

社会保险行政部門、衛生行政部門、社会保险经办机构、社会保险費徴収機構、財政部門、監査機関は、当該部門、当該機構の職責範囲に属する通報、苦情に対し、法により処理しなければならない。当該部門、当該機構の職責範囲に属さない場合は、書面の通知により処理権限を有する部門、機構に処理を移送しなければならない。処理権限を有する部門、機構は遅滞なく処理しなければならない、他者に責任を転嫁してはならない。

第八十三条 雇用単位又は個人は、社会保险費徴収機構の行為により自らの合法的な権利・利益を侵害されたと認めた場合、法により行政不服審査を申し立てるか、又は行政訴訟を提起することができる。

登记、核定社会保险费、支付社会保险待遇、办理社会保险转移接续手续或者侵害其他社会保险权益的行为，可以依法申请行政复议或者提起行政诉讼。

个人与所在用人单位发生社会保险争议的，可以依法申请调解、仲裁，提起诉讼。用人单位侵害个人社会保险权益的，个人也可以要求社会保险行政部门或者社会保险费征收机构依法处理。

第十一章 法律责任

第八十四条 用人单位不办理社会保险登记的，由社会保险行政部门责令限期改正；逾期不改正的，对用人单位处应缴社会保险费数额一倍以上三倍以下的罚款，对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员处五百元以上三千元以下的罚款。

第八十五条 用人单位拒不出具终止或者解除劳动关系证明的，依照《中华人民共和国劳动合同法》的规定处理。

第八十六条 用人单位未按时足额缴纳社会保险费的，由社会

雇用単位又は個人は、社会保険取扱機構の法により社会保険登記をしないか、社会保険費を査定しないか、社会保険待遇を支給しないか、社会保険移転・継続手続きをしないか、又はその他の社会保険権利・利益を侵害する行為に対して、法により行政不服審査を申し立てるか、或いは行政訴訟を提起することができる。

個人と所属する雇用単位との間で社会保険に係わる紛争が発生した場合、法により調停、仲裁を申し立て、訴訟を提起することができる。雇用単位が個人の保険に係わる権利・利益を侵害した場合、個人は社会保険行政部門又は社会保険費徴収機構に法により処理するよう要求することができる。

第十一章 法的責任

第八十四条 雇用単位が社会保険登記をしない場合、社会保険行政部門は期限を定めて、是正を命ずる。期限を過ぎても是正しない場合は、雇用単位に対して、納付すべき社会保険費金額の1倍以上3倍以下の罰金を科す。直接責任を負う主担当者及びその他の直接の責任者に対して、5百元以上3千円以下の罰金を科す。

第八十五条 雇用単位が労働関係を終了又は解除した旨の証明書を発行することを拒否した場合は、『中華人民共和国労働契約法』の規定により処理する。

第八十六条 雇用単位が期限通りに社会保険費を満額納付

保险费征收机构责令限期缴纳或者补足，并自欠缴之日起，按日加收万分之五的滞纳金；逾期仍不缴纳的，由有关行政部门处欠缴数额一倍以上三倍以下的罚款。

第八十七条 社会保险经办机构以及医疗机构、药品经营单位等社会保险服务机构以欺诈、伪造证明材料或者其他手段骗取社会保险基金支出的，由社会保险行政部门责令退回骗取的社会保险金，处骗取金额二倍以上五倍以下的罚款；属于社会保险服务机构的，解除服务协议；直接负责的主管人员和其他直接责任人员有执业资格的，依法吊销其执业资格。

第八十八条 以欺诈、伪造证明材料或者其他手段骗取社会保险待遇的，由社会保险行政部门责令退回骗取的社会保险金，处骗取金额二倍以上五倍以下的罚款。

第八十九条 社会保险经办机构及其工作人员有下列行为之一的，由社会保险行政部门责令改正；给社会保险基金、用人单位或者个人造成损失的，依法承担赔偿责任；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分：

- (一) 未履行社会保险法定职责的；
- (二) 未将社会保险基金存入财政专户的；
- (三) 克扣或者拒不按时支付社会保险待遇的；

しない場合は、社会保険費徴収機構は期間を定め、納付又は追納を命じ、未納日から1日あたり0.05%の滞納金を追徴する。期限を過ぎても納付しない場合は、関係行政部門は未納金額の1倍以上3倍以下の罰金を科す。

第八十七条 社会保険取扱機構及び医療機関、薬品経営者等の社会保険サービス機構が、詐欺、証明資料の偽造、又はその他の手段により社会保険基金の支出を詐欺した場合、社会保険行政部門は詐欺した社会保険金を返還するよう命じ、詐欺した金額の2倍以上5倍以下の罰金を科す。社会保険サービス機構に属する場合、サービス契約を解除する。直接に責任を負う主担当者及びその他の直接の責任者が業務執行資格を取得している場合は、法によりその業務執行資格を取り消す。

第八十八条 詐欺、証明資料の偽造又はその他の手段により社会保険待遇を詐欺した場合、社会保険行政部門は詐欺した社会保険金を返還するよう命じ、詐欺した金額の2倍以上5倍以下の罰金を科す。

第八十九条 社会保険取扱機構及びその職員が次に掲げる行為のいずれかに該当する場合は、社会保険行政部門は是正を命じる。社会保険基金、雇用単位又は個人に損失をもたらした場合には、法により賠償責任を負う。直接に責任を負う主担当者及びその他の直接責任者に対しては、法により処分する。

- (一) 社会保険に係わる法定の職責を履行しないとき
- (二) 社会保険基金を財政専用口座に預け入れないとき

(四) 丢失或者篡改缴费记录、享受社会保险待遇记录等社会保险数据、个人权益记录的；

(五) 有违反社会保险法律、法规的其他行为的。

第九十条 社会保险费征收机构擅自更改社会保险费缴费基数、费率，导致少收或者多收社会保险费的，由有关行政部门责令其追缴应当缴纳的社会保险费或者退还不应缴纳的社会保险费；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。

第九十一条 违反本法规定，隐匿、转移、侵占、挪用社会保险基金或者违规投资运营的，由社会保险行政部门、财政部门、审计机关责令追回；有违法所得的，没收违法所得；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。

第九十二条 社会保险行政部门和其他有关行政部门、社会保险经办机构、社会保险费征收机构及其工作人员泄露用人单位和个人信息的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分；给用人单位或者个人造成损失的，应当承担赔偿责任。

(三) 社会保险待遇を着服するか、又は期限どおりの支払いを拒否するとき

(四) 納付の記録、享受する社会保险待遇の記録等の社会保险データ、個人権利・利益の記録を紛失又は改竄するとき

(五) 社会保险に係わる法律、法規に違反するその他の行為があるとき

第九十条 社会保险費徴収機構が無断で社会保险費の納付基数、料率を変更したことにより、社会保险費の徴収が過少又は過多であった場合は、関係行政部門は、納付すべき社会保险費を追徴するか、又は納付する必要のなかった社会保险費を返還するよう社会保险徴収機構に命じる。直接に責任を負う主担当者及びその他の直接の責任者に対しては、法により処分する。

第九十一条 本法の規定に違反して、社会保险基金を隠匿、移動、横領、流用するか、又は規定に違反して投資・運用した場合は、社会保险行政部門、財政部門、監査機関はその回収を命じる。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。直接に責任を負う主担当者及びその他の直接の責任者に対しては、法により処分する。

第九十二条 社会保险行政部門、その他の関係行政部門、社会保险取扱機構、社会保险費徴収機構及びその職員が雇用単位及び個人の情報を漏らした場合は、直接に責任を負う主担当者及びその他の直接の責任者に対して、法により処分する。雇用単位又は個人に損失をもたらした場合は、賠償責任を負わなければならない

ない。

第九十三条 国家工作人员在社会保险管理、监督工作中滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊的，依法给予处分。

第九十三条 国の職員が社会保険を管理、監督する業務において、職権を濫用し、職務を怠り、私情にとらわれて不正を働いた場合は、法により処分する。

第九十四条 违反本法规定，构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第九十四条 本法の規定に違反して、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第十二章 附 則

第十二章 附則

第九十五条 进城务工的农村居民依照本法规定参加社会保险。

第九十五条 都市にて出稼ぎをする農村住民は、本法の規定により社会保険に加入する。

第九十六条 征收农村集体所有的土地，应当足额安排被征地农民的社会保险费，按照国务院规定将被征地农民纳入相应的社会保险制度。

第九十六条 農村の集団所有の土地を徴収する場合、土地を徴収された農民の社会保険費を満額手配し、国务院の規定により、土地を徴収された農民を相応の社会保険制度に組み入れなければならない。

第九十七条 外国人在中国境内就业的，参照本法规定参加社会保险。

第九十七条 外国人が中国国内にて就労する場合、本法の規定を参照して社会保険に加入する。

第九十八条 本法自 2011 年 7 月 1 日起施行。

第九十八条 本法は 2011 年 7 月 1 日より施行する。